

# ○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の管理職手当の支給に関する規則

昭和 47 年 6 月 1 日規則第 3 号

(目的)

**第 1 条** この規則は、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年条例第 7 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、職員の管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

**第 2 条** この規則の実施については、別に定めるものの外、羽村市職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和 37 年羽村町規則第 2 号）の例による。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。